

鳥羽市キャッシュレス決済推進事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るため、現金によらない決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を導入する市内の店舗等に対して、市が予算の範囲内において交付するキャッシュレス決済推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「キャッシュレス決済」とはクレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、購買を繰り返して利用できるものをいう。

2 「店舗等」とは、市内にて営利目的等により事業を行う店舗、事業所をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、個人事業主又は法人（以下「事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の店舗等において、令和4年4月1日以降にキャッシュレス決済を初めて導入又は追加で導入した事業者であること。

(2) 店舗等において、キャッシュレス決済を3ヶ月以上運用すること。

(3) 市税に滞納がないこと。

(4) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者）でないこと。

(奨励金の交付)

第4条 市長は、前条に規定する事業者（以下「交付対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

2 前項規定の奨励金の金額は、1事業者につき2万円とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 交付対象事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、キャッシュレス決済推進事業奨励金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 令和4年4月1日以降にキャッシュレス決済を導入したと証する書類の写し

(2) 市長が特に必要と認めるもの

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上、奨励金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、キャッシュレス決済推進事業奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、交付対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、奨励金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて奨励金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

4 市長は、申請書の審査等により奨励金の交付について疑義等が生じた場合、指摘事項を交付対象事業者に通知し、補正を求めることができる。

5 市長は、申請内容が交付の決定をすべき要件に該当しない場合、遅滞なく、理由を付して、その旨を交付対象事業者に通知しなければならない。

（奨励金の支払）

第7条 奨励金は、前条第1項の規定による交付の決定をした後に支払うものとする。

2 交付対象事業者は、前項の規定により奨励金の支払を受けようとするときは、キャッシュレス決済推進事業奨励金支払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（店舗等の調査等）

第8条 交付対象事業者は、市長からの要請があったときは、店舗等に関する調査及び書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び奨励金の返還命令）

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、第6条第1項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）交付対象事業者が、第6条第3項に基づく市長の付した条件に違反した場合

（2）交付対象事業者が、虚偽の申請その他不適正な行為を行った場合

2 市長は、前項の規定による交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、期限を付して当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別で定める。

附 則

この告示は、令和４年９月１日から施行する。